

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それでは、本議会3つ質問致します。

最初に防災対策であります。

午前中の町長の行政報告の中にも、熊本地震の件がありました。本当に私も、東日本大震災等も含めて、本当に忘れないうちに大きな地震があるということ。そして、当然忘れないうちに我々もしっかりと各地の地震対策、課題、教訓を学び、対策にあたる必要があるのだなということ、私自身肝に銘じて今日の質問に臨みます。3点お聞きします。

それです、この役場庁舎のことです。東日本大震災もそうでしたし、阪神大震災もそうでした。南西沖地震もそうでした。そして、今回の熊本地震もそうなのですけれども、一番、防災対策、地震も含めて、防災対策の拠点になる市、役場等も含めた、その庁舎が壊滅的な、もしくは相当ひどい状況になるということが頻繁に起きております。これは色々状況にもよります。本当に強度の地震があれば、埋立地、液状化、重なる地震の、連続した地震のために、役場庁舎等が倒壊する。色々ありました。

それで、思い起こせば、南西沖地震、1993年。南西沖地震の時、函館も含めて長万部、江差もどうだったのでしょうか。埋め立て地域では、非常に、その地盤が弱くてそこでの建物の大きな被害が出て、この点については、それ以後、色々な研究もされております。私、改めて今回、そこまで遡ってちょっとお聞きしたい。この南西沖地震でのことから含めても、この江差町の役場、埋立地、それから水堀等でも液状化が起きました。改めてこの場所、この地域での役場庁舎が建てられている、この点についてどうなのか。例えば、改めてこの間の色々な研究がされております。対策もされております。それを踏まえた調査だとか、対策だとか、どのようになっているのか、まず1つ目としてお聞きしたいと思います。

2つ目ですが、これは繰り返しておりますので、端的にお聞きします。1番、大元になる、そのきちとした計画、江差町の地域防災計画。端的で宜しいですので、スケジュールをちょっとお聞きしたいなと思います。

それから、この質問の最後であります。何回も言っておりますが、計画を見直さなければ防災対策ができないとか、そんなことはありませんよね。日常的に、そういうことっていうのは迫られておりますし、もちろん現在の地域防災計画の中でも見直さなくたって、その内容によってきちっと体制整備をしていくということはたくさんあります。

そういう点で1つお聞きしたいのは、今回、この計画を具体的に内部で検討する、調整する等では色々な課も関わっております。司令部は、司令塔は総務なのでしょけれども、総務1つでやる訳ではない。色々なところが絡んでおります。そういう点で、定期的にそういう関係部署と連携取りながら、そしてその防災計画に謳われている、もしくは見直しが必要ということもあるでしょうけれども、適宜その計画の事業の評価といいますか、どうなっているのだろうと、どういうことが必要なのだろうと、そういうことを行っているのか、改めてお聞きしたいと思います。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の1問目、防災対策について、ご答弁申し上げます。

防災対策に関するご質問の趣旨にありました、熊本地震における、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された方々に衷心より重ねてお見舞い申し上げます。

防災対策に関して3点のご質問でございます。

1つ目は地震に対する役場庁舎は大丈夫なのかという内容ですが、昭和56年に改正された新しい耐震基準によると、震度6強程度の地震ではほとんど損傷せず、震度6強程度では人命に危害を及ぼすような倒壊などの被害を生じない建物とされており、昭和57年以降に建築された建物は新しい耐震基準によるものでありますので、役場庁舎は平成5年建築であり、新基準を満たしております。

2つ目の防災計画の見直しスケジュールについてであります。対策本部である役場行政組織の名称変更等による軽微な修正に加えて、避難行動要支援者に関する事項を明記する一部見直し作業を進めており、これらは9月までには改正致します。一方で、全体的な見直しにつきましては、日本海沿岸の津波浸水想定の設定・公表を28年度とする通知があったことから、これらを含め全体の見直し作業となり、残された時間を考えると大変厳しい状況にありますが、年度内見直しを目標に取組んで参りたいと考えております。

3つ目の防災計画の評価についてですが、前段申し上げました見直しの中では、日本、日本海沿岸の津波浸水想定でありますとか、新たに福祉避難所の計画等も盛り込まなければならないこと、更に熊本地震の教訓から生まれる新たな課題についても、国からの通知・通達が想定されることも含め、防災計画の所管課である総務課において、現計画を評価しながら関係課と連携し、全体的な見直しを進めたいと考えております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

3点お聞きします。

まず庁舎なのですが、問題は町長のおっしゃったそれは分かりますが、今回、熊本震災、地震で大きな課題、教訓だったのは、震度の強いものが続けて、今回でいうと2回、もちろんその後の余震もあります。それは本当に残念ですが、今の日本の色々な基準の中では想定されていなかった。で、さらには埋立地、ですから色々な総合的な複合的な部分が加味した場合には、今ある対策、指針等ではなかなか想定されない部分があり得るかも知れない。熊本ではあった。その点について、もしコメントもあればちょっと頂きたいなど。良いのかな、これでという意味ですね。

それから2つ目、スケジュールの件。わかりました、が、正直いって同じこと聞いています。観点を改めて聞きますが、私は町長おっしゃいましたけどね、担当課、本当に大変だと思います。去年の4月に課の改正で、一応総務課の方に来ましたけれども、端的に言って、担当者がこの見直しに24時間とは言いませんが、自分の勤務の時間にね、これに没頭といえますか、集中して出来る体制になっているのか。今、防災の関係は、何て言っているのでしょうか、交通安全、今までいって生活改善等々、色々なことやっていると思うのですが。いずれにしても、体制も含めて、その見直しに、万全な体制が改めてとれるか、とっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

この点について最後。関係課と町長お話ありました。ちょっと具体的にお聞きします。避難、高台の避難路、これはやっぱり総務なのでしょうか。前回、資料頂きました。去年ですね。それで、江差町にある高台への避難路、きちっと写真付きで本当に提示してもらって、私、機会あるごとに、登ったり見ております。それで条件の良い時ではなく、例えば雨の降った時だとか、雪解けだとかですね。それから草がボウボウ伸びたとか。つまり、当然そういう条件悪い時に、災害が重なったら本当に大変だなと。そこを日常的にどうなっているのか。改めて、ちょっと恐縮なのですが、個別の問題で恐縮なのですけれども、その避難路どういう風にされているのか。

ちょっともう1つお聞きします。これ見直しにもあまり直接関係ない、今だって必要だという観点で聞きますが。避難所、避難所に関していうと、管理でいえば結構きつと複数に跨っているかもしれませんね。町内会館だとか。ですから何かに関わっているのかも知れませんが。日常的に避難所、もし、災害の時、地震災害が一番想定されるかもしれませんが、その時にたくさんの方が避難して、それが例えば夜だとか、冬だとか、そういう条件が色々悪い時に重なった時に、それぞれの避難所が本当に機能するのかどうかということ、施設の管理の責任者という立場でやっているのかなと。今日はあまり細かいことは言いません。あげればキリないので、まずその点ちょっとお聞きしたいと思います。以上まず、再質問です。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」

小野寺議員から庁舎につきましての、技術的な内容でのご質問でありますので、私の方からご答弁申し上げたいと思います。

議員の皆さんご存じの通りですね、平成5年の地震の時にはこの庁舎、まだあの供用は開始してなかったのですが、既に建っておりました。津波の一部被害も起きてございます。この庁舎につきましてはですね、基礎に213本の杭が設置されてございます。杭は全て支地盤、いわゆるあの岩盤層にまで杭は打ちこまれている状況でございます。

確かにですね、庁舎の建っている場所は埋立地で、議員の懸念なされている液状化の可能性もあるとは思いますが、基本的にこの建物自体は、岩盤層に打ちこまれているこの杭で、庁舎自体は支持されてございます。庁舎周辺、周辺の地盤が、液状化などで多少の変調をきたしたと致しましても、そのことによります建物への影響は少ないものと考えてございます。

ただですね、あの地震そのものによる亀裂だとか、後はその津波だとかいう部分の被害というのは、これはまた別なものになると、別なものと考えてございます。

それから、今回発生致しました熊本地震のように、直下型の地震で、しかも、複数回起こるといふ地震につきましては、国の方でも想定をしていない内容でございますので、今後新たな新基準が整備されることも予想されますので、北海道、それから国の情報を、十分注視していきたいという風に考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

それでは私の方からあの防災体制の、防災担当の体制が不十分ではないかということについて、でございますが、防災担当、防災対策につきましては、町民の皆様の命と財産を守るという観点からも、非常に重要な業務であるという風に認識をしております。

昨年は毒蛾の対策等で、職員自らが出向いて対応していたということも、反省も踏まえながら、これらの業務につきましては、委託をすることで防災業務に対して、昨年以上の業務時間を確保していくという体制づくりを現在してございまして、防災対策、防災計画の見直しにつきましても、現体制の中で、見直しをしていくという風に思っているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

それと、避難路の整備点検という関係なのでございますけれども、議員おっしゃったとおり、昨年の決算特別委員会の中で、看板設置の資料の提出をさせて頂きながら、ご質問を受けたところでございます。避難路につきましてはそういう形の中で町内会と協議をしまして、避難看板の設置をしたところでございますので、町内会が一番あの掌握しているのではないかとこのところでございます。そういう中で多くの町内会が、ボランティアで今、あの草刈りをはじめとする整備を

していただいております。中には人手不足によって、組織として厳しい町内会もあるということは認識をしておりますけれども、これからも継続して、整備をして頂けるよう今後におきましても、協力体制を築いていければなという風に思っております。

ただ実際の避難路の状況の確認につきましては、現状ではしていない現状でございます。私共の確認と致しましてはしていないという現状でございますが、私共の思いと致しましては、1日も早く、防災計画の方、見直しをさせて頂きたいなという風に思っているところでございます。

最後にあの、避難所の関係でございます。機能といいますか、避難所としての機能が果たしてちゃんとしているのかどうかというところで、管理人等々協議をしているのかというところでございますが、これにつきましても、具体的には協議は今のところしていないところでございますけれども、この防災計画の見直しに関しまして、見直しをする段階で、また改めまして各避難所の在り方ですとか、管理人さん、担当課の意見も確認しながらやっていきたいなという風に思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

課長、計画を見直しする前の課題ですよね。まず、したら宜しくをお願いします。

但し1つだけ、確認させてください。最後から2つ目の避難路、高台の避難路は、ちょっと私ね、どう見ても、何カ所か見たら、これはダメだなと思ったのがありましたから、どことは言いません。多分、分かっているかもしれませんが。質問として、あれはそもそもどこの管理、どこの責任。それは地域の方々に日常点検してくれと、草刈ってくれとか、土砂が流れたら土砂取ってくれって。ちょっと酷かなという気もするのだけれども。いずれにしても、高台の避難路の設置管理者、どういう風になっているのですか、ちょっと教えてください。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

はい。避難路につきましては議員ご承知のとおり、防災計画の中には、今のところ規定されていないという状況もございますので、そこまでの通路に関しましては、基本的には町としても、指

定している訳でございませんし。ただ、そこまでにいく通路として、町内会のボランティアという形の中で整備をして頂いている状況であり

「小野寺議員」

設置管理者、設置管理者。

「総務課長」

あの、避難所のですか。

「小野寺議員」

避難路。

高台まで階段で上っていくの、ありますよね。ご存知ですよ。

「総務課長」

津花のところですか。

「小野寺議員」

いえ、いえ、いえ、いえ。あっちこっち。別にどことは言いません。そうすると、江差町の避難路は場所によって違うのですか。あれ設置管理者。

「総務課長」

あの。

「小野寺議員」

たくさんありますよね。

「総務課長」

津花だけではなくて、尾山の方にもございます。色々な所にもございます。それにつきましては、設置につきましては私共やった訳ではございませんし、時によっては、町民の皆さんのご要望によって手すり等を付けたという経過は、今のところございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

きちっとそれ、計画の中で織り込むよう頑張ってください。

それで2つ目。シロアリ、シロアリ被害についてお聞きします。

(議長)

はい、2番目の質問。

「小野寺議員」

それで、今回私この質問を準備していたら、質問通告した後にも、聞けば、シロアリ被害が過去どこまで遡っていいかというのはありますが、民間、それから江差町の町立の建物も含めて、色々なところであった、もしくはあるということが、改めて分かりました。それで、その点についてちょっと2つお聞きします。

まず、町内の今、前段お話ししましたが、そのシロアリの被害状況。これは先程言いましたけれども、民間、町も問わず、まずこのシロアリ被害について、どのように被害状況、把握しているのか。全般論的にお聞きしたい。

それから2つ目、少し具体的に入ります。南が丘町営住宅の被害について、少しお聞きしたいと思います。ちょっとパネル用意してきました。(パネル見せながら)これはですね、南が丘の町営住宅第1町営住宅の中です。それで、ちょっと見づらいかもしれませんが、これ柱で、もう空洞になっています。手で触ったら、もう下手したらですね、その柱の部分が中まで手が入るのではないかと、いう位、もうごわごわになっています。これはもう、多分担当課、担当課というか専門的な部分でいうと、もう多分これは相当程度いっている。本当に地下、床下どうなっているのかなということが想像するのも恐ろしい位の、多分被害状況なのかもしれない。

それから、ついでに、これも同じところなのですが(パネル見せながら)。これはもう仕方ないから、穴を塞いでいるのですよ。先程のところはもう、穴塞ぐよりも、もう被害が大きくて空洞になっちゃうのですが。これはたまたま羽ありが出てきた後、穴が空いてしまったとにかき塞いだ。本人にとっては、とりあえず応急処置なのでしょう。しかし、先程言いましたけれども、床下などにいたであろうそのシロアリの集団といえますか、密集がどうなっているのかは、当然、本人は分からないという状況なのですが。

改めて担当者の方では、この数年前からこれは押さえているはずなのです。町営住宅のシロアリ被害については、ここの部分。それで改めてお聞きしますが、どういう風に把握して、どう対応してきたのかと。それで、私としてはですね、これ早急な対策。どうなっているか分からないですよ、これは。今後、どんな対策を考えているのか、お聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

小野寺議員の2問目、シロアリ被害について、でございます。

シロアリ対策につきましては、建物所有者において、対策を講じるものと認識していることから、民間での被害状況に関しましては把握をしていない状況にあります。一般住宅における町民の皆様からも被害状況は入ってきていないところでございます。

なお、公共施設に関しましては、公営住宅や職員住宅の一部と、ぬくもり保養センターで確認されております。

次に、南が丘町営住宅の被害状況及び被害の把握並びに対策についてのご質問でございますが、町営住宅において、シロアリの発生を確認していますのは、南が丘第1団地のみでございます。南が丘第1団地は、8棟ございますが、全棟で確認されており、少なくとも十数年前には確認されていたものと思われまます。シロアリの発生の把握につきましては、入居者からの連絡により確認してきたところであり、都度職員が現場を確認し、市販の殺虫剤を散布するなどの対応をしてきたと、してきたというのがこれまでの経過でございます。

今後の対策について、でございますが、シロアリ駆除の専門業者があり、専門の薬剤もあるようですので、現地を見て頂きながら、駆除方法及び費用などについて相談をし、予算の執行状況をみながら可能な対策を講じていきたいと思っておりますので、ご理解願えればと思っております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それ、今、要は対処療法に終わっていたということなのですよ。

それで、ちょっと順次お聞きします。それでまず、全般的なことからお聞きしたいと思うのですが、民間だから民間のつていうことには、私ならないと思うのですよ。この質問の趣旨は、そういう点で出しましたが。先程の1問目の地震の評価といいますか、教訓にかかわることなのですが、この間、何回もの地震で家屋の倒壊、損壊等の部分で研究した色々な機関、研究者等で、これが公的な国土交通省等で認定された、というところまではなかなかいってないかもしれませんが、倒壊したそういう住宅のかなりの部分がシロアリで被害があつて、建物が、床が劣化して倒壊した、という部分が、これはその研究機関、実施機関によってちょっと色々違います。あの7割、8割はシロアリの害があつたと。でもそれが直接倒壊の原因になっているかどうかまでは分からないとか、色々あります。だから私はその専門的な部分での論議はしませんが、しかし、恐れがあるとかということについては、色々なところ出されている問題です。つまり、地震対策、事前の予防、つまり、早く発見して、早く対策とれば、その地震の時でも、もしかしたら倒壊等も防げる、ということにつ



いては色々言われております。

という点で、私は今の、先程言いましたが、一般質問通告した後、色々な方から実はうちも、でしたとか、あそここのところはもう何年も前に直したとかですね、大変な被害にあっているとか。私はこの点で、もう少し震災対策といいますか、住宅の在り方、江差町で住宅リフォーム、今やっております。住宅リフォームする時に、こういうシロアリ対策をやればよかったのにね、っていう大工さん等も後から聞いたら、いたと。ですから、民間だからということではなくて、シロアリ被害について、色々な情報提供だとか、住宅リフォームの時にはそういうことも加味したやり方だとか、色々な対策が私は、必要だと思うのです。その点について、これどこで答えるのか分かりませんが、ちょっと見解をお聞きしたい。

それから2つ目、町営住宅そのもの。対策、ちょっとお聞きしますが、南が丘第1団地では昨年、耐力度調査やっていますね。これ財政課長ですね、やっていますね。これは多分シロアリとは関係なく、何点か全部は出来ないから、ある程度こう抽出で、町営住宅の耐力度調査やったと思うのですが。正しく耐力度調査やったところが、実は先程ご答弁ありました、シロアリ被害があった町営住宅ですよ、課長ね。

ここは結局、耐力度からいってどうなっているのか、床。現時点だって、ある程度分かっているのではないのかなって気がするのですよ。それで、これから今までの対症療法ではもうとてもでないけどダメだと。しっかりと床も含めて、その住宅の強度などが、耐力度などがどうなっているのかということをはっきりと調査する。そして、抜本的な対策をどうするかっていうこと、やろうと思っているのでしようけれども。ちょっとスケジュール聞かせてください。

住民の方は役場の対処、薬まいて終わり。で、その後仕方ないから自分で一所懸命薬をまいている人たくさんいますが。あの薬は、使い方によっては猛毒ですから危険なのです。今、業者では心配な薬売っているのもたくさんある。ご存知かと思えますけれども。ですから必要な対策はきちっとやってかなきゃならない。入居者に任せていたら、もしかしたら危険なことになるかもしれない。ということで、どういうスケジュールでこの対策を取ろうとしているのか、ちょっとお聞きします。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

まず住宅の関係でございます。

耐力度調査についてまずご答弁したいと思います。耐力度調査の内容でございますけれども、基礎コンクリート、それから外壁の強度のみを調査するものでございまして、床下ですとか、柱などの構造材、そういった強度の確認、という内容ではございません。

それで、社会資本整備交付金で、屋根、外壁やっておりますが、その前段のその必須の調査っていうことではございまして、内容としてはちょっと違うのかなということではございます。まずそれが1点。

それから、2点目の、そのシロアリの対策でございます。

議員おっしゃるとおり、表面的な対応だけで対応してきたという状況でございます。見えているところだけ、出たところだけっていうような対応をしてきたという部分で、ちょっとその辺は改善の余地があると考えているところでございます。

それで具体的に町長答弁にもございましたが、専門業者さんいらっしゃいまして、専用の薬剤、床下、壁の中、土壌の方まで駆除とかという手法もございますので、そういった部分、どこまでの範囲、どれだけの規模を、それからどうしても予算の方もありますので、そういった部分相談しながら対応をしていきたいと考えてございます。

スケジュールでございますが、町長ご答弁にもありましたが、執行、予算執行鑑みながら、何年も先ということではなくて、今年度か来年度、早い段階で着手出来ればと考えているところでございます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

シロアリに対します全体的な考え方ということでございますけれども。

地震によって倒壊するという中での原因の1つでもあるのではないかなというところ。それと、早く対応すれば、対策すればもっともっと早く対策もできたという状況もあろうかと思えます。

基本的には建物所有者において対策するということに関しましては、今でも思っているところでございますけれども、対地震等に関する耐震という面からみると、今後につきましても、ちょっと若干の検討をさせて頂きたいなという風に思っておりますので、宜しくお願いします。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

まず、ちょっと、財政課長、今年か来年。状況をどこまで掴んでいるのですか、現場で。少なくとも今のお話ですと、第1に関していうと、大小はあるのかもしれませんが全ての住宅が被害にあっているという先程の答弁ですね。その緊急度をどう考えているのか、なんですよ。早ければ早く、早く対処すればそれだけの被害、半年、1年、伸ばしてれば、もっと被害拡大する。ご存知かと思えますけれども、シロアリ、地下10メートル、20メートル、つまり民家の方にいつているかもしれないのですよ。

それでちょっと言わないつもりでしたが、先程10年前云々という話ありました。町職員住宅もシ

ロアリで被害ありましたね。つまり、町職員住宅の被害の 때가、すぐ近くの町営住宅に移っているのですよ。多分。道路見た訳じゃありませんから、地下路。

いずれにしても、これは町だけの問題ではない、民家も含めて、きちっと現状を把握して、そして対策を取らなかったら、結果的に耐力度は心配ない、かもしれない。いずれにしたって、実態をきちっと早く掴まなかったらダメでしょう。副町長、町長どうですか。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

すぐそばにある職員住宅の方、それはちょっといつからかというのは、ちょっと今ここではあれなのですけれども、そちらの方にも出ているというのは把握してございます。

実際、駆除の方相談する際には、あの辺一体、職員住宅も含めた形で色々ご相談していきたいと考えてございます。それで、ここでは明言できないですが、今年度中で、早急に早い段階で対応できるように、ちょっと進めていきたいと考えてございますので、ご理解お願いしたいと思えます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、次、3問目。

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

宜しくお願いします。

それで3つ目。食事の問題ですが。先程小梅議員の方からもありました。本当に食事についていえば、高齢者だろうと、もちろん我々、小さい子どもも含めて食事の大事さということは、肝に銘じなきゃなんないなと私も思っております。それで、たまたま質問の準備をしていましたら、江差町で、これ法律に基づいた国で健康増進法という法律があるのですが、それに基づいて、新しい見直しで、江差町健康増進計画ということで、あの相当、担当課の方で苦労されて、アンケート等調査もして出ておりました。これを読んでも、改めて、あの全ての年齢、生まれた赤ちゃんから本当にお年寄りまで色々な面で健康増進に関して載っておりますが、特に私は食事について、高齢者の問題を取り上げていきたいと思えます。

これにも色々書いております。本当に野菜が必要な面だとかですね、それで、高齢者程、自分の健康を維持するためには、この食事が大事だということは申すまでもないと思うのですが、2つお聞きしたいと思えます。

まず1つは、施設とか病院とかは、それはきちっとまた、その施設等で食事の管理されておりますので、私としては自宅で、もしくは町営住宅とかですね。在宅の方の高齢者とか、障害者の方についてお聞きしたいと思います。まずその大事な食事。それについて、困難を抱えているなあという部分。先程、子供さんの話が小梅さんの方から出ておりましたけれども、私は高齢者、障害者。年齢を何ぼで切ったらいいのかというのはあるかもしれませんが。まず現状をどう押さえて、どの位その食事が大変だかって押さえているのか。まずお聞きしたいなと思います。これが1つです。

町長もあの今、南が丘に住んでいらっしゃいますけれども、私の近くでも、本当に去年、一昨年まで高齢夫婦がきちっと買い物もして、食事も3食作っていた人が、年明けたら、もう食事が出来ないとか、3食とても作れないとか、本当に周りで増えているのですよ。私そういう意味では、1週間に1回とか、1週間に2回とか、3回、外から食事を取る。そういう配食サービスという言い方していますけれども。これっていうのは本当に大事だなと。全国で色々な制度を使ってやっておりますし、江差町でもその事業があります。あの担当課長からも改めて教えてもらっておりますが。

それでその点についてお聞きします。まず、江差町でやっている、その配食サービス。さっきちょっとたまたま南が丘の例言いましたけれども、町内に本当にたくさんその困難を抱えている人がいると私は思っているのですが、そういう方々の要求っていうのに答えているのかなと。江差町の今、配食サービスの事業。それで、江差町の場合は、昼食、昼だけなのですね。それで、高齢者にとっては、あのきちっと夕食、必要な栄養も含めて夕食にきちっと頼みたいというのも、私は耳にしているのですけれども。その点何で江差町は夕食の配食を実施しないのか。そういう要望が江差町には入っていないのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

小野寺議員の3問目、高齢者の食事について、であります。

食べることは、健康な生活を続けていくために重要なことの一つであり、昨年度策定した健康増進計画の基本理念、町民みんなで楽しく・おいしく健康づくりでも、食べることを掲げております。

1 問目の高齢者等の食生活の現状把握について、でございます。食生活を構成する要素はたくさんあり、それに限定した調査等はありませんので、人数についての把握には至っておりません。

介護認定申請時の相談において、認知症による記憶障害等や足腰が悪くなったことで食生活に支障をきたし、介護サービスに結びついたケースはございます。現在、町で実施している配

食サービスは、江差町高齢者等在宅支援、在宅生活支援事業実施要綱に基づき、介護保険法における要介護者や要支援者を除く、身体が虚弱な65歳以上の高齢者等を対象として実施しております。事業自体は平成12年度の介護保険事業制度の発足時にそれを補完する形で事業を実施してきましたが、平成18年度の介護保険制度に地域支援事業が創設され、現在の配食サービス事業を含む在宅生活支援事業の役割や位置付けも変遷しています。

ご質問の配食サービスに限って申し上げますと、最近の利用はごく限られたものとなっております。平成29年4月から実施される介護予防・日常生活総合事業に向けた地域の実態把握が、今年度から配置された生活支援コーディネーターにより行われ、今後、地域包括支援センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント業務と一体的に、どのような支援体制ができるのか検討して参りたいと考えております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それで、町長、最後に、来年度からの総合事業の話も致しました。それはそれで、何度もここでもやり取りをさせてもらっている重要な問題でありますし、そこで来年度以降の総合事業で食事も含めた各種色々な対策、それはそれで、必要だし、しなきゃなんない。今、私はそれに向けてやるにしても、現状の今、江差町が食、食べることにに関して、こんなやり方やっていたら、来年の総合事業だって本当にちゃんと身の入ったものやれるのかなという、そういう意味合いがあつて、ちょっとお聞きします。現状をきちっとやらないで、どうなのだと。そういう立場でお聞きします。

それです、先程、江差町の現在の配食サービス、あの限られた人数とおっしゃられました、課長1名ですね、1名。だから町長、そこ、答えて欲しいのですよ。昨年も確か1名でしたか。1名か2名かな。いずれにしても、限られたってね、やっているかやってないか分からない位の数字ですよ。

で、ちょっとお聞きします。時間あればもう少し詳しくお聞きしたいところですが、一応今年の、今年の3月30日に見直しされた、今、町長おっしゃった江差町の配食サービスの要綱。課長から勉強させて頂きました。例えば、改正されたから改正されたなりに、こういうことを、どの程度まで周知されているのか。たった1名っていうのはどう考えてもね、私、理解できない。確かに介護保険で受けている方だとか、障害者総合支援法を受けている方は除くといっておりますが。除いた方の中でもたった1名。何で1名なのかなと。

それでお聞きしますが、こういうサービスについて、色々な町の会議、例えば民生委員協議会だとかですね、介護保険の関係の色々な会議だとか、色々なそういう、少しでも高齢者の方々、

障害者の方々のシグナルというか、そこをキャッチできるような会議というのはたくさんありますよ。そういうところに、こういうサービス、例えば今までこうだったけれども、実績がこうだった。今年はこの風に改正された、改めてこのことについて皆さんからも、もし実態があれば教えてもらいたいし、そういうところにちょっと周知してもらいたいとあって、やったことあるのでしょうか。あったとしてどういう風にやっていたのか。ちょっとお聞きしたい。

それからもう1つ。どうして、夕食を出来ないのか。ちょっと先程聞いたのですけれども、良く分からない。夕食の要望を掴んでいないのか、ちょっと良く分からないです。何故、昼食なのか。先程の町長の答弁ですと、平成でいえば12年の時から、もしかしたらずっと昼食だったので、ずっと昼食にしてきたと。何も、この間の事業評価等々もしないで、ずっと昼食にしてきたということなのか、ちょっと教えてもらいたいのと。それはそれで過去の話かもしれませんが、きちっと評価する必要があるかなと。

もう1つ。この要綱を見ますと、そのサービスを、食事を提供する事業者、この要綱の第8条では指定事業者という風に謳われておりまして、この事業を受ける事業者は、要するに、町、こういうことでやりたい、やりたいからというのかな、よくわからないのですが、町長へ提出するものとする。つまり、申請主義なのかもしれませんが。これって、どの程度周知されているのですか、事業者には。やりたいっていうところは、この事業をやりたいという事業者には、だいたい分かっていることなのか。ましてや、要綱が変わって、こんな風になりましたよと。それを今、補助金がこれだけあって、こうしてやっているのですよっていうことを、どうやって、その事業者に説明しているのか。ちょっと教えてください。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

1点目の民生委員の会議とか、各種そういうところで説明がなされているかどうかというご質問ですけれども、あの配食サービスそのものを単独で、説明するということはあまりしてきてなかったと思います。

配食サービスの、高齢者のサービス全体の例えば、介護保険で行うサービス、あるいは介護保険の中にある地域支援事業でやっていくサービス、そういうサービスとか支援とか様々ございますので、その高齢者の支援、サービスという部分で、そういう会議の際に説明してきている状態でございます。

それから、夕食についてどうかという問題につきましては小野寺議員ご指摘のとおり、現在1人といいますが、1世帯の利用に留まっておりますので、特にその門戸を広げて開拓をして事業者を増やすとか、そういうようなことはしてございません。夕食につきましてはそういう要望がないということで、今あの実施してきていない状況にあります。

それから、事業者につきましては、1人の利用という形の中で門戸を広げて業者をお願いしているというような状況にはなってございません。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。ごめんなさい、課長。今の最後の点からいうと、この事業をやる、要綱上は指定事業者という言い方しておりますけれども、この点については特段、特にどの点細かいところまで今年3月30日に変わったのかどうかまでは、ちょっと今日はあのやり取りしませんけれども。

要は、改めて新しく制度改正なって、そういう説明をしてはいない、ということなのですね。そういう機会を、この事業の内容について事業者にこういう配食サービスの事業、今年からこんな風に変わりますと、改めて手挙げする事業者がないかどうかなのか。今回、町長の行政報告にあります、養護老人ホーム、新しく今度、民間の方にいくと。事業の大きさは全然違うかもしれませんが、それにしたって1つ1つ丁寧に進めてきますよね。中身は小さいかもしれませんが、私すごく大事な、その食事を大事にする、困った人に食事を届けるという、手立て、手順が、あまりにもないがしろにされて、ああこういうことだったら私やりたいわという業者、いたらどうするのですか。

それと、夕食の希望がありませんって、課長答弁ありましたが、それは、役場の方に申し込みがないということですよ、つまりそう意味なのですよ。でも、でもですよ、例えば、課長のところでやっている除雪サービスだとか、別に町民課に関わらず、色々な他の課の方でも、色々な事業をやる場合には、仮に手挙げだとしても、手を挙げて申請するにしたって色々な方法で周知して、こういう制度ですとやりますよね。それで、だから本当に、漫然とって言葉、もしかしたら、あの申し訳ありません。ずっと昼食をやって、人数がこの間5名とかっていいました。4名で、今1名。

(議長)

小野寺議員、質問してください。

「小野寺議員」

そういう部分で、何で実態を掴むということ、別な方法で改善してやろうとしていないのか。何でそういうことやらないのですか。

私は、来年の総合事業がどうのこうのではなくて、今、困っている人にこの事業の趣旨をきちっと活かすべきですよ、町長。これ、夕食にということ、要綱変えればすぐ出来るのですよ。条例でも何でもないので。昼食を夕食に変える。それから、業者に改めて、どこか知りませんが、1つか2つしかやりとりしてないところ、もっと広く、こういう夕食を配食すること出来ませんか、やろうと思ったら出来る。今困っている高齢者に、すぐでも配食サービスするっていうこと、やろうと思ったら出来るのです、町長。何でそういうことしないのですか。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

あの先程もご説明したとおり、配食サービスのみでサービスが成り立っているという風に考えておりません。様々な介護保険だとか地域支援事業、そういったあの高齢者を取り巻く色々なサービス、支援

「小野寺議員」

駄目、そんな答弁。

「町民福祉課長」

そういう中で、1つのサービスだという位置付けで捉えておりますので、その個別の部分に関して事業者を選ぶとか、そういうようなことはしてきてございません。

「小野寺議員」

議事進行、議長。

(議長)

はい、以上で、

「小野寺議員」

議事進行。

(議長)

いや、今の答弁で納得いかない。

「小野寺議員」

議事進行。

いいですか、議事進行。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの個別で対応しないっていても、この要綱は、いや、個別じゃないかもしれませんが。この要綱は、配食サービスと軽度生活援助という2つの事業に絞ってやっているのですよ。総合的なメニュー事業だったらそういう言い方成り立つかもしれません。この大事な2つ、今日は軽度生活援助のこと言いませんでしたが、配食サービスと軽度生活援助という2つの立派な事業があるも



のを、総合、その1つのことに限ってやらないと、あの答弁、駄目ですよ。

(議長)

どの資料なの。

「小野寺議員」

これ、課長から貰った資料です。

(議長)

課長、今の資料分かっている、あんだ。

今の小野寺議員が持っている資料あんだ持っていますかって。それに対して答弁をすればいいんですよ。それやってなかったらやってなくてもいいのです。こういう風にやりたいなら、やってもいいから。小野寺議員はその資料をもって質問しているんですよ。

「小野寺議員」

いや、これ町の要綱だから。

(議長)

だからその夕食を、積極的に集めるか集めないかということを言っているのですから。今あんだが、夕食を集めないってことを言っているのではないの。その辺をはっきりしないから、小野寺議員はこのまた言うのです。

はい、したらいい。課長、暫時休憩して1回答弁調整。

(暫時休憩中)

(議長)

休憩を閉じて、再開して、改めて町民福祉課長、答弁。

「町民福祉課長」

要綱上はですね、あのこの配食サービスにつきましては、あの介護保険サービスとかあるいは身体障害者の確保に基づくサービスを除外したといいますか、対象外になってございます。そういった意味の中で、補完するようなサービスになってきてございますので、そういう形の中での民生委員協議会とか、そういう団体等に対しての全体的な説明になってございます。

それから、業者の募集等につきましてはお叱りを受けた部分もあるのかもしれませんが、1人の利用という少ない数になってきてございますので、特段強く、募集をしてきてこなかったっていうことは事実でございます。

夕食につきましては、調査が足りないのかと言われれば、それまでなのですけれども。こちらの

方には耳に届いてなかったものですから、そういう夕食の部分については、配食してなかったということでございます。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

はい町長、これちょっと良く考えてください。お願いします。

(議長)

はい、以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は、全て終了致しました。  
これで一般質問を終結致します。